

豊岡市地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱

令和 8 年 1 月 28 日豊岡市告示第 23 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法人による社会福祉充実計画（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 55 条の 2 第 1 項に規定する社会福祉充実計画をいう。以下同じ。）の作成並びに市による豊岡市地域福祉計画（法第 107 条第 1 項に規定する市町村地域福祉計画をいう。以下「計画」という。）の策定及び推進に関し意見を聴くため、豊岡市地域福祉計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第 55 条の 2 第 6 項に規定する社会福祉法人が取り組む地域公益事業の内容及び事業区域における需要に関する事項
- (2) 計画の策定の検討に関する事項
- (3) 計画の実現に向けた取組みの検討に関する事項
- (4) 計画の推進状況の評価に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、計画の策定及び推進に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域団体の代表者
- (3) 福祉関係者、保健関係者又は医療関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から 3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 2 号から第 4 号に掲げる者として委嘱された委員がその要件を欠いたときは、その委員は、解嘱されるものとする。

(委員長等)

第 6 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第2条第1号、第3号及び第4号の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 令和8年5月31日までに委嘱される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和11年5月31日までとする。

(招集の特例)

3 委員の委嘱後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

豊岡市地域福祉計画策定・推進委員会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊岡市地域福祉計画策定・推進委員会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、10人以内とする。ただし、会場の収容能力によってはこの限りでない。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿（別記様式）に必要事項を記入し、提出しなければならない。

2 傍聴の受付は、傍聴人受付簿の提出順に行うものとする。また、定員を超えた場合にあつては、提出順により傍聴人を決定する。

3 傍聴人の受付は会場前において、会議開始30分前から行うものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、映写機の類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を携帯している者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 示威的行為をしないこと。
- (4) 携帯電話等の通信機器の電源を切ること。
- (5) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。

- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 写真、映像等の撮影、録音等をしないこと。
- (9) その他会議の秩序を乱し、又は妨害になるような行為をしないこと。

(職員の指示)

第6条 傍聴人は、所管課の職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 委員長は、傍聴人がこの要領に違反し、これを改善しないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和8年2月20日から施行する。

別記様式（第3条関係）

傍聴人受付簿

年 月 日開催（会議名： ）

受付番号	氏名	住所	傍聴者番号

※ご記入いただいた個人情報は、傍聴人の把握以外の目的には活用しません。

豊岡市地域福祉計画策定・推進委員会委員名簿

(任期：2026年2月20日～2029年5月31日)

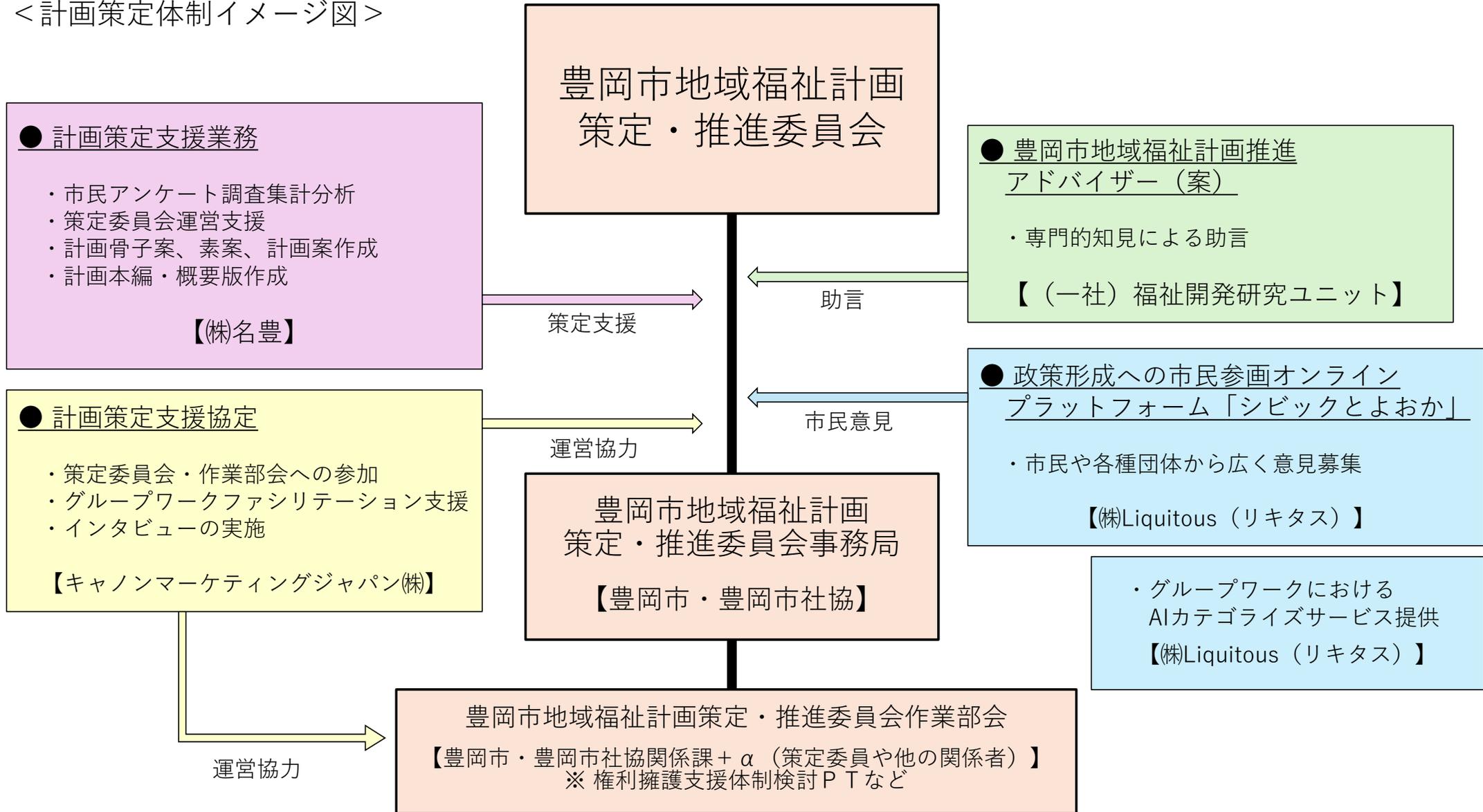
(敬称略)

	区分1	氏名	所属団体名
1	学識経験者	平野 隆之	日本福祉大学
2		田垣 正晋	大阪公立大学 現代システム科学研究科
3	地域団体の 代表者	岩崎 弘治	豊岡市区長連合会
4		宮木 恵子	夢コミュニティ小坂 あんしん・助け合い部会
5		島崎 栄子	一般社団法人ちいきのて
6		上村 俊雄	労働者協同組合労協センター事業団 但馬地域事業所
7		谷口 のり子	不登校親の会ミモザ
8	福祉・保健・ 医療関係者	木下 由紀子	豊岡市民生委員児童委員連合会 (日高民生委員児童委員協議会)
9		谷渕 靖	豊岡市社会福祉法人連絡協議会
10		岡田 卓巳	生活協同組合コープこうべ 第7地区本部
11		西村 弘文	但馬障害者通所施設連絡会
12		西池 匡	一般社団法人兵庫県社会福祉士会 但馬支部
13		平林 朋子	豊岡市保育協会
14		賀嶋 直隆	一般社団法人豊岡市医師会
15		戸田 和代	兵庫ひきこもり相談支援センター但馬ランチ (NPO法人コウノトリ豊岡・いのちのネットワーク)
16		福本 良忠	兵庫県社会福祉協議会 地域福祉部
17		田中 正義	豊岡市社会福祉協議会
18	行政関係者	西村 みゆき	豊岡健康福祉事務所地域保健課
19		若森 洋崇	豊岡市健康福祉部

【事務局】

区 分		所 属	役職	氏 名
事務局	市	健康福祉部 社会福祉課	課長	梶原 博和
			参事	神谷 謙二
			地域福祉係長	太田垣 輝尚
			地域福祉係主任	飯田 里美
	社協	地域福祉課	課長	田中 秀和
			課長補佐	松本 登美子
			竹野支所長	渋谷 将司
			生活支援係長	有馬 達郎

< 計画策定体制イメージ図 >



地域福祉計画策定スケジュール

時期	内容①	内容②
2月20日(金)	第1回委員会	委員長・副委員長の選出 委員会の役割とスケジュールについて ワークショップ
2～3月 (4月)	シビックとよおか意見聴取	市民参加型プラットフォーム 2/25 広報で募集記事掲載
2～4月	市民アンケート	アンケート発送(4/末迄) 対象: 1,000件、抽出
4～5月	グループインタビュー	市内団体等へのインタビュー
7月	第2回委員会	情報提供、戦略体系図確認 ワークショップ
8月下旬	第3回委員会	戦略体系図確認 ワークショップ
10月中旬	第4回委員会	計画素案確認 ワークショップ
11月下旬	第5回委員会	計画案最終確認 ワークショップ
12月	議会説明	
1月	パブリックコメント	
2～3月	計画最終校正	
3月末	計画策定 公表	

※ 会議の合間に作業部会を開催する。

地域福祉の理解と地域福祉計画への示唆

2026. 2. 20.

別紙3

日本福祉大学客員教授 平野隆之
(一般社団 福祉開発研究ユニット 代表)

0. 社会福祉法での規定から「地域福祉の推進」を理解する

第1条 地域福祉＝**地域における社会福祉**（の推進）
社会福祉の増進の1つの方法

第4条 地域福祉の推進

②主体：**地域住民**

＋社会福祉を目的とする事業を経営する者
＋社会福祉に関する活動を行う者

目的：**福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として**

日常生活の営み＋社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に**参加する機会の確保**

③対象：**地域住民及びその世帯**

方法：**地域生活課題を把握、解決に向けて、支援機関との連携**

第6条 国及び地方公共団体の責務

第107条 市町村地域福祉計画

＜留意＞

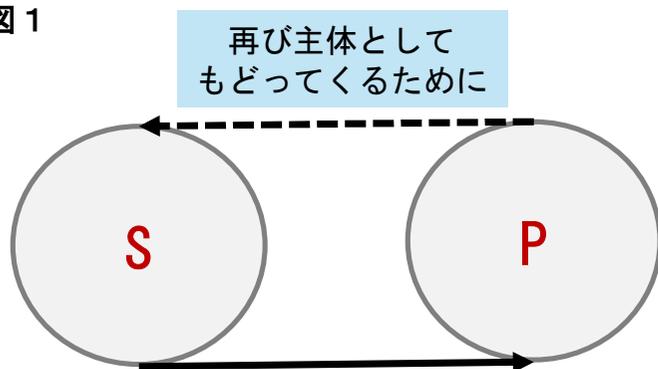
社会福祉法の改正協議のなかで、
第4条と第6条の関係等が議論

2. 地域福祉の推進＝動的に捉える3つのベクトル

1) S⇔Pモデル

□主体(S)と主体が取り組むプログラム(P)

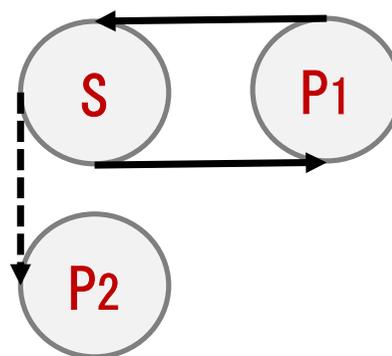
図1



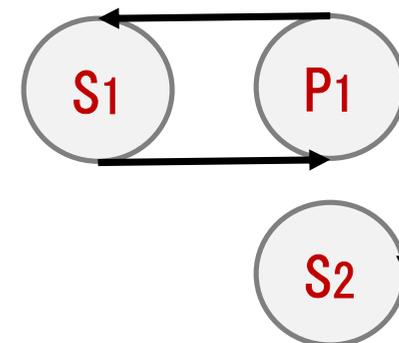
Sはグループを想定
当事者に向き合わないと発展しない

<ワーク2>

地域のなかにある主体やプログラムの
波及が進んでいる例は？



高齢者の配食活動P1のなかで、
会食会P2の要望を受けて取組む



新しい地域に
新しい組織を作らないと意味がない。

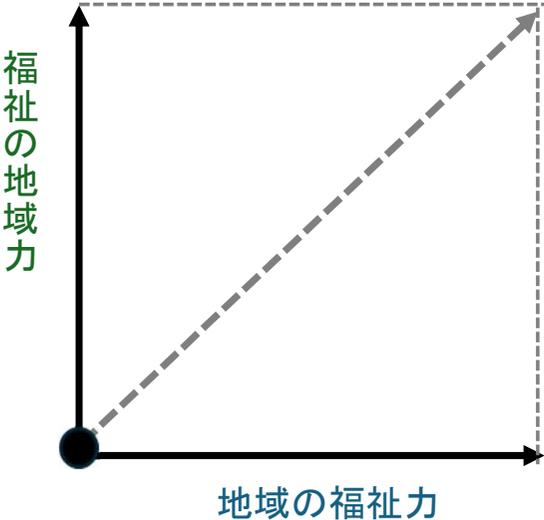
地域福祉は地域の中で自給する必要がある

2) 2つのS⇔Pの合力
□主体(S)は地域住民にかぎらない

計画のなかで「合力」のプログラム化
できるのか？

図2 地域福祉の合力

社会福祉を目的とする事業
を経営する者
「地域力」の動機は？



地域住民プラス事業者への
協力を計画で求める必要がある。

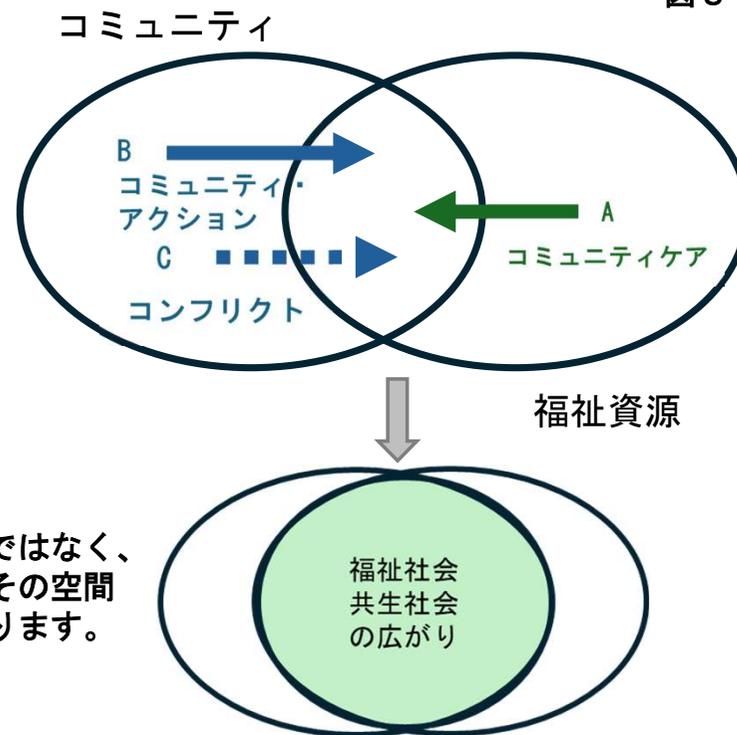
地域住民
+ 社会福祉に関する活動を行う者の
「福祉力」の継続

戦略は？

図3

3) コミュニティとの関係から：社会福祉の資源

- コミュニティが主体として、福祉資源を担う
B コミュニティ・アクション
- コミュニティという空間のなかで福祉を実現する
A コミュニティケア
- C コンフリクト



地域福祉の「地域」は、主体を意味するだけではなく、福祉(願い)の実現の「空間」を意味します。その空間の広がり、福祉社会や共生社会の形成となります。

<ワーク3>

3つのベクトルの捉え方のどれに関心を持ちましたか？

S⇔Pモデル

地域福祉の合力

コミュニティ＝主体と空間

支援者の願いを作っていく→共生社会

褒めるような評価の場も必要

3. S⇔Pモデルと計画の策定プロセスを組み合わせると

社会福祉制度（制度福祉）	地域福祉
成果達成	プロセス重視

図4

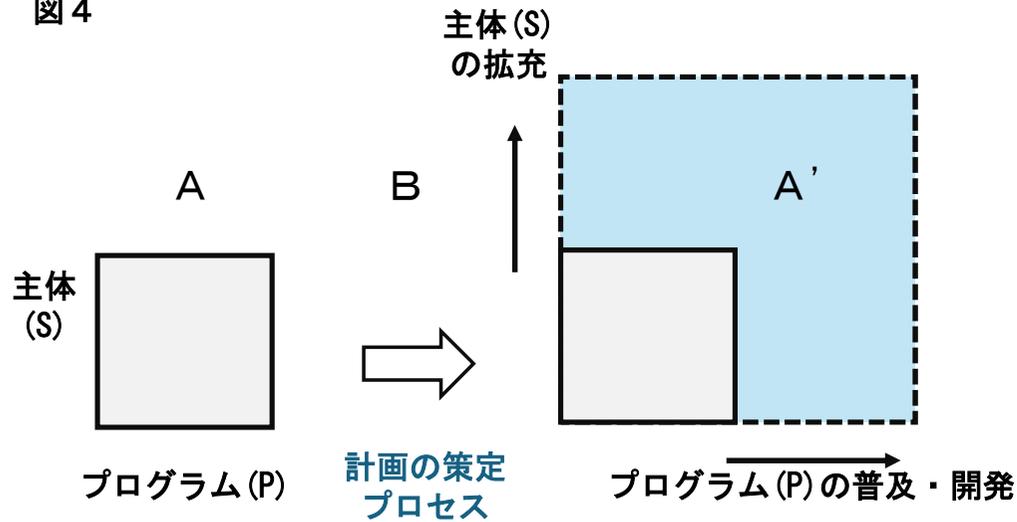
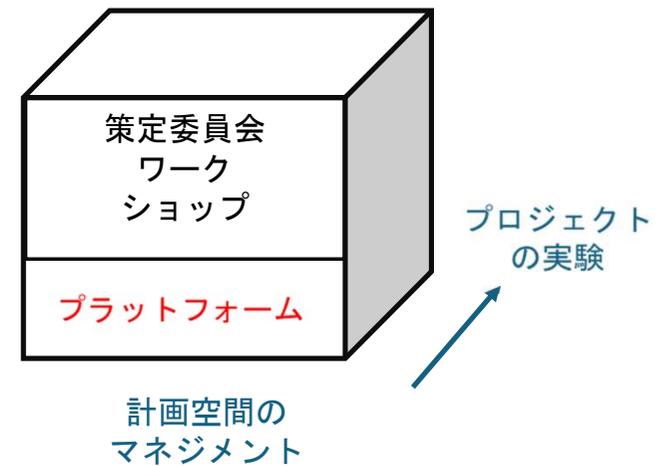


図5



2001-2年 地域福祉計画の法定化のモデル事業：高浜市 からの学びのなかでモデル化

①「**実験福祉**」として策定プロセスのなかで試行的に実施：みんなの家プロジェクト
⇒策定プロセスに〇〇プロジェクトを実験

②策定委員会のバックアップのための**プラットフォーム**：ひろば委員会 ⇒計画空間のマネジメント

ワーク③ 東近江市での「地域づくり人材のプロファイリング」の取組みから応用を学ぶ

まず、以下の1)～3)の3つの取組みを理解する。最後に、4)の応用課題に答える。

1) 第3次地域福祉計画策定において、委員会のなかで、ワーク②と同様な作業を行った。

その作業の結果を7名の新たな人材（網かけ）について、どのような活動が行われているのかを記述してみた。

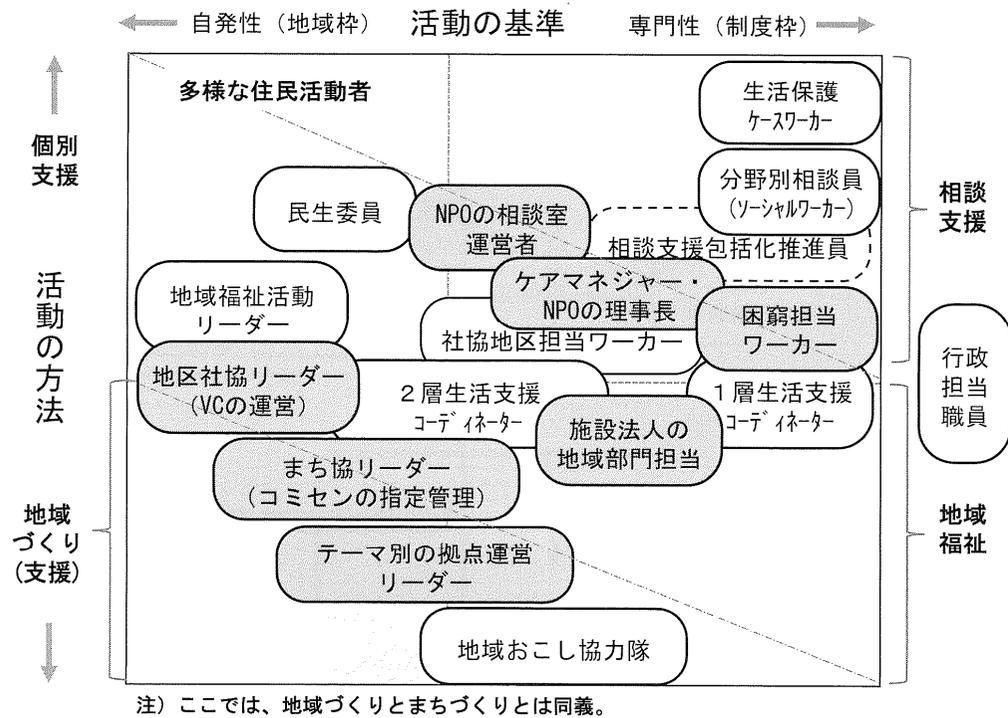


図3 地域づくりを担う人材の配置図(東近江市)

- 困窮の相談支援ワーカーのM.Nさん(相談支援領域)：引きこもりの支援活動のなかで、地元民間企業等に働きかけ、就労実習の機会を確保することで、社会参加の機会を多様に生み出している。
- ケアマネジャーのW.Kさん(相談支援領域)：地域づくり領域の人材と連携して、廃業スーパーの再生により若年認知症者の仕事を提供。
- まちの相談室の運営リーダーのK.Nさん(相談支援領域)：居場所を運営し、通ってくるなかでの相談支援を行い、必要な場合には後見支援を行う。
- 施設法人の地域部門担当のA.Oさん(地域福祉領域)：まち協やまちづくり活動と連携したコミュニティ食堂や地域サロンの支援を手掛ける。
- 地区社協リーダーのK.Tさん(地域福祉領域)：多様な場づくり事業をはじめ、地区社協としてVCの運営を手掛ける。
- まち協リーダーのA.Sさん(地域づくり領域)：農水省の補助金を確保して、エネルギーと食にケアを加えた3つのプロジェクトを進めている。
- 切れ目のない子育て拠点事業の運営リーダーのM.Nさん(地域づくり領域)：まちづくりの一環として拠点事業に取り組むなかで、相談支援や参加支援の機能を果たしている。

ワーク③ 東近江市での「地域づくり人材のプロファイリング」の取組みから応用を学ぶ

2) 新たに把握された7名の人材が、求められる重層的支援体制整備事業をどのように担っているのかを分析している。
重層的支援体制整備への移行を準備する上での取組みといえる。

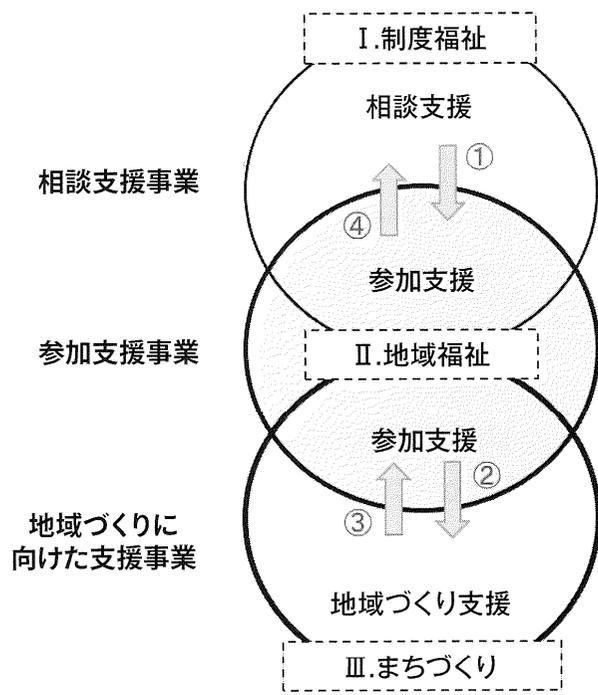


図1 重層的支援体制整備事業の一体化の構造

〈ベクトル①④〉
相談支援は同時に参加支援にも取り組んでいるベクトル①
➡ 困窮の相談支援ワーカーのM.Nさん (相談支援領域)

地域生活課題や参加しづらさを抱えた人が多様な場への社会参加を支援するベクトル④
➡ まちの相談室の運営リーダーK.Nさん (相談支援領域)

〈ベクトル②③〉
地域の居場所において、参加しづらさを抱える人を拒否することがないように、受け入れ側の意識の醸成や環境づくりベクトル②
➡ 施設法人の地域部門担当A.Oさん (地域福祉領域)
➡ 地区社協リーダーK.Tさん (地域福祉領域)

地域の幅広い交流の居場所や拠点づくり、プロジェクトを進め、そこに求められる包摂性をまちづくりサイドから目指すベクトル③:
➡ ケアマネジャーW.Kさん (相談支援領域)
➡ 切れ目のない子育て拠点事業の運営リーダーM.Nさん (地域づくり領域)
➡ まち協リーダーA.Sさん (地域づくり領域)

○社会福祉法（昭和26年法律第45号）

（目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サ

ービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。